

令和6年度 稲城市の学校給食費の納入について

稲城市の小中学校では、共同調理場方式による完全給食を実施しています。保護者の皆様には、使用する食材の購入費として、法律に基づいて学校給食費をお支払いいただいております。

1 令和6年度 学校給食費の月額（保護者負担額）

稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金と東京都公立学校給食費負担軽減補助金を充当した後の金額です。

小学校給食費（月額）			中学校給食費（月額）
1・2年生 3,750円	3・4年生 4,080円	5・6年生 4,470円	1～3年生 4,850円

※3月分は、1年間の食数による精算を行ないますので、給食費月額が変わる場合があります。

2 お支払い方法について

学校給食費のお支払いは、資源節約や納め忘れ防止の観点から、口座振替による納入をお願いします。口座振替のお手続きをさせていただくと、各口座振替日に自動で預金口座からお支払いいただけます。すでに口座振替を申込み済みの方は、新たに手続きをする必要はありません。稲城市内で学校が変わった場合も引き続きご利用できます。

口座振替のお手続き方法（新規・変更）

「学校給食費口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入し、通帳・金融機関届出印をご持参の上、下記の金融機関へ直接お申込みください。

口座を変更したい場合は、変更先の口座の金融機関へお申込みください。これまで利用していた金融機関での手続きは不要です。変更が反映されるまで1か月程度を要しますのでご注意ください。「学校給食費口座振替依頼書」は、市役所学務課・出張所・学校・市内郵便局・市内金融機関支店の窓口にあります。

口座振替を利用できる金融機関

ご利用になる口座の金融機関の窓口にてお申込みください。どの支店でもお手続き可能です。

【銀行】みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、きらぼし、横浜、山梨中央、ゆうちょ
 【信用金庫】さわやか、城南、多摩 【信託銀行】三菱UFJ 【労働金庫】中央労働金庫
 【農協】東京南農業協同組合、都内各農業協同組合（島しょを除く）

3 学校給食費の口座振替日（令和6年度）

対象月	4・5月分	6月分	7月分	9月分	10月分
振替日	5月31日(金)	7月1日(月)	7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)
対象月	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
振替日	10月31日(木)	12月2日(月)	12月25日(水)	1月31日(金)	2月28日(金)

- ※ 振替日の前日までに、ご登録いただいた口座に金額をご用意くださるようお願いいたします。
- ※ 4月分と5月分は5月に引き落とします。5月30日までに口座に2か月分をご用意ください。
- ※ 領収については預金通帳への記帳をもって代えさせていただきます。ご了承ください。
- ※ 学校給食費の滞納には、法的措置を講じております。納期限までに必ずご納付ください。
ご事情により困難な場合には、学務課までご相談ください。

4 就学援助制度について

「就学援助制度」は、経済的に困りの保護者の方に、小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を援助する制度です。「就学援助制度のお知らせ」が4月に学校から配布されますので、必要な場合は、必ずご申請ください。

申請の上、認定されますと、学校給食費が全額援助されます。なお、毎年度申請が必要です。4月に申請した方は、7月上旬に認定もしくは否認の旨が通知される予定です。

認定されるまでの期間は給食費を納付していただき、認定後に納入金額を還付いたしますので、学校給食費の口座振替はお手続きいただきますようお願いいたします。

5 止むを得ない事由での牛乳の辞退について

食物アレルギーや乳糖不耐症等の止むを得ない事由により牛乳の提供を辞退しているお子さんにつきましては、学期ごとに、牛乳代相当額を返還しております。牛乳の辞退につきましては、在籍校にお早めにご相談ください。なお、毎年度お申し出が必要です。

6 学校給食費の減額(還付)について

- ・病気や個人的な事情で急に喫食できなかつた場合、学校給食費の減額(還付)はできません。また、在籍しているクラスがインフルエンザ等で学級閉鎖となった場合も、食材をすでに発注しているため、減額はいたしかねます。
- ・連続して6日以上(土日祝日を除く)給食を利用しない場合は、事前のお申し出により学校給食費の減額ができます。食材の発注等の都合上、お申し出から数日間分は減額できませんので、お早めに在籍校にご相談ください。
また、年度ごとにお申し出が必要です。翌年度も停止をご希望する場合は、お早めに在籍校にご相談ください。
- ・学校給食では、お子さんに安全・安心な給食を食べていただくことを最優先に運営しております。そのため、材料の仕入れの段階等の問題により、急遽一部の給食提供ができなくなる場合もあります。その際には、別の日での献立等で調整させていただきますので、給食費の返還はいたしかねます。

◎ お問い合わせ ◎

- ・ 学校給食費について 稲城市教育委員会 教育部 学務課 ☎042-378-2111(内線 652)
- ・ 献立等について 稲城市教育委員会 教育部 学校給食課 ☎042-377-8904